

日田市一般廃棄物処理基本計画

2025-2034 年度

【概要版】

令和 7 年 8 月

日 田 市

計画の基本的事項

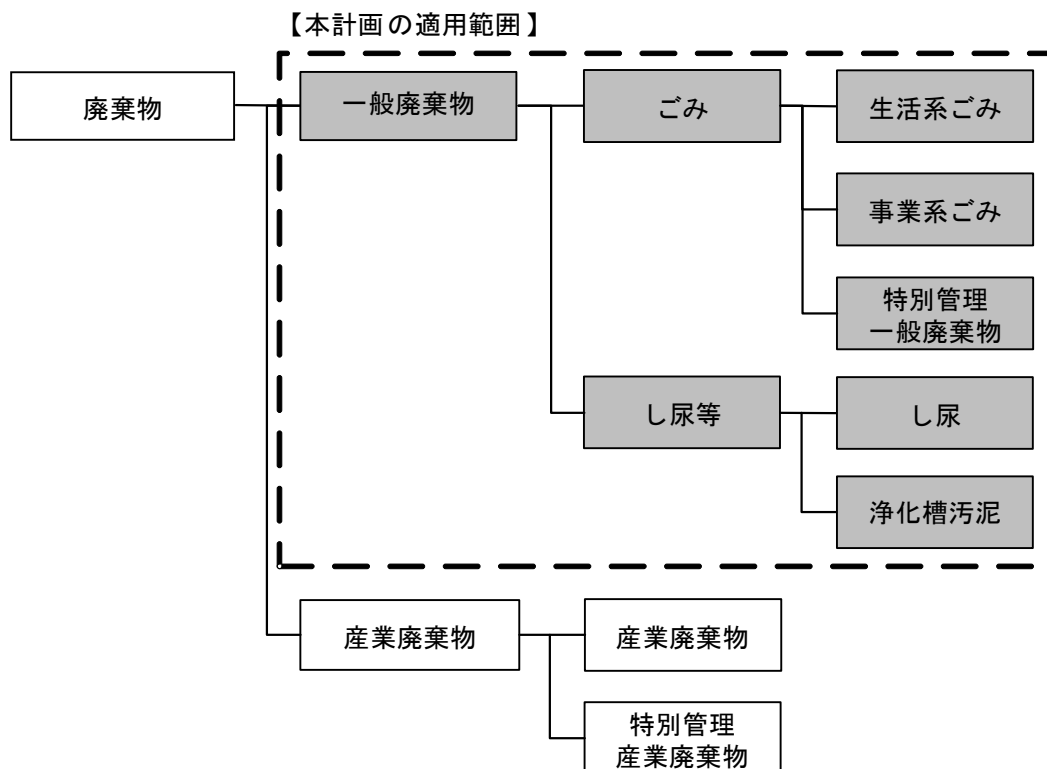
計画策定の趣旨

日田市（以下、「本市」という。）においては、平成 29 年 3 月に、令和 8（2026）年度を計画目標年度とする「日田市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、各種施策を実施してきた。一方、本市では人口減少や高齢化等の進行に加え、令和 2 年度以降のコロナ禍による生活様式の変化に伴い、ごみの排出量に大きな変化が生じている。また、本市が所有するごみ処理施設は、竣工後 34 年が経過し老朽化が著しく、経済的かつ安定したごみ処理継続のためにも、ごみ処理体制の見直しが喫緊の課題となっている。

このような状況を受け、本計画は、本市における一般廃棄物処理の現状や課題、廃棄物をめぐる社会・経済情勢などを踏まえ、現行計画の見直しを行い、新たな計画を策定する。また、食品ロス削減の取組を総合的かつ計画的に進めるために、「食品ロス削減推進計画」を策定し、本計画に含めることで他計画と一体的に取り組むこととする。

計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、廃棄物のうち一般廃棄物である。（下図の灰色部分）



計画の目標年度

【中間目標年度】 令和 11 (2029) 年度（計画策定から 5 年後）

【計画目標年度】 令和 16 (2034) 年度（計画策定から 10 年後）

ごみ処理基本計画

「ごみ処理基本計画」の概要は令和 7 年 4 月に公表済みです。

食品ロス削減推進計画

食品ロスとは

食品ロスとは、食品廃棄物から不可食部（＝「調理くず」（野菜・果物の皮、肉・魚の骨など））を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、発生要因ごとに「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類される。

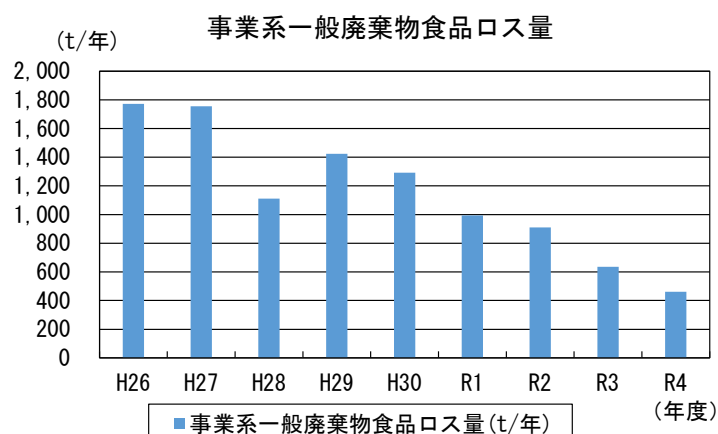
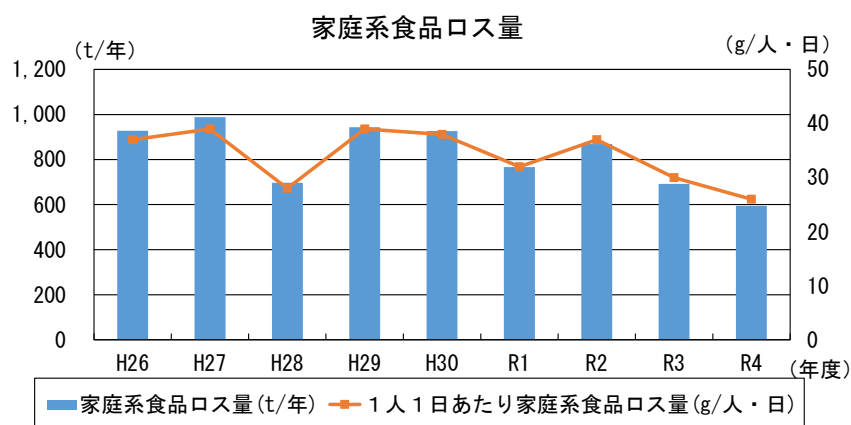
令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域の特性を踏まえた食品ロス削減の取組を推進していくために、都道府県及び市町村は食品ロス削減推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。

本計画は「一般廃棄物処理基本計画」の一部であることを踏まえ、その適用範囲は、家庭から生じる食品ロスである「家庭系食品ロス」と、事業所から生じるもののうち、一般廃棄物に区分される食品ロスである「事業系一般廃棄物食品ロス」とする。

食品ロスの現状

食品ロス量は、国及び大分県による推計方法を踏まえつつ、生ごみの分別収集を実施している本市の現状を鑑み、本市独自の推計方法で推計を行った。

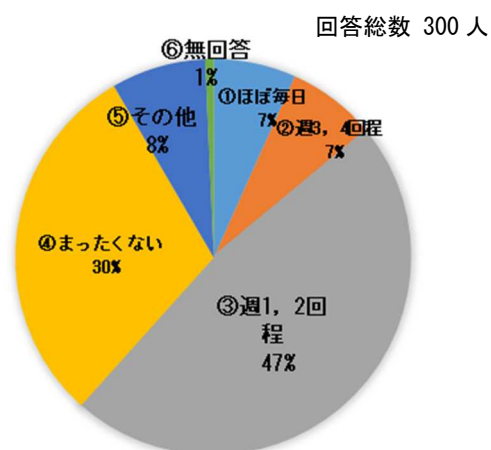
令和4年度における家庭系食品ロス量は595t/年、1人1日当たりの家庭系食品ロス量は26g/人・日、令和4年度における事業系一般廃棄物食品ロス量は462t/年と推計された。



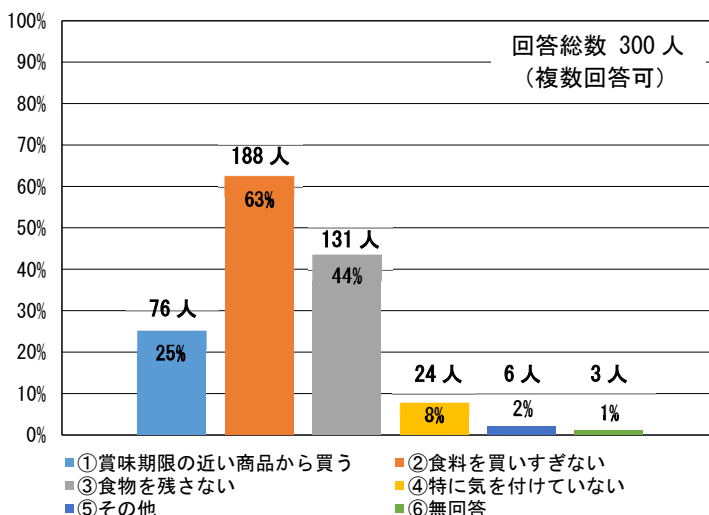
アンケート調査結果

令和4年度に、日田市消費者団体連絡協議会と共に、イベントに来場した日田市内在住の消費者300人を対象に実施したアンケート調査結果のうち、食品ロス削減に関する事項を以下に示す。家庭において食品ロスが発生する頻度は「週1、2回程」が最も多く、家庭において食品ロス削減のために気を付けていることは「食料を買いすぎない」が最も多くなっている。

食品ロスの発生頻度



食品ロス削減の取組



食品ロスの課題

家庭系食品ロス

本市の家庭系食品ロス量は、年々減少傾向で推移している。

アンケート調査からは、家庭において週1、2回の頻度で食品ロスが発生している家庭が多い。家庭系食品ロスが発生する要因としては、料理の作り過ぎによる食べ残しや、同じものを買ってしまうことなどにより消費・賞味期限切れ等の手付かず食品が生じていることなどが考えられる。

一方、各家庭において「食料を買いすぎない」「食物を残さない」「賞味期限の近い商品から買う」等といった食品ロス削減の取組が行われていることも確認されている。こういった取組をより推進するためにも、食品ロスの現状や削減による効果、市民が日常生活において食品ロスを減らすための行動等について市報や市のホームページ等を通じて啓発を行う必要がある。

事業系一般廃棄物食品ロス

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量は、年々減少傾向で推移している。

各事業所で削減に向けた取組が行われていると考えられるが、業種別にどのような食品ロスがどれくらい発生しているか、その実態が把握できていない点が課題として挙げられる。

事業系一般廃棄物食品ロスの発生状況・発生要因等を踏まえて施策のターゲットを定め、各事業所において食品ロスを削減する行動を積極的に推し進めていく必要がある。

食品ロス削減推進計画

基本理念

【食品ロス削減推進計画の基本理念】

市民、事業者、市が協力した循環型社会の構築

数値目標

国は、家庭系食品ロス量を平成 12 年度比で令和 12 年度までに半減、事業系食品ロス量を平成 12 年度比で令和 12 年度までに 60%削減することを目標としている。一方、本市の令和 4 年度の家庭系食品ロス量及び事業系一般廃棄物食品ロス量は、ともに令和 12 年度の国の削減目標値を大きく上回り、すでに目標を達成している状況にある。

食品ロス削減推進計画においては、令和 4 年度の現状の水準を基準とし、計画目標年度（令和 16 年度）に向けて、さらに食品ロス削減に向けた各種取組を強化・拡充することにより、より一層の削減を図ることとする。

計画目標年度（令和 16 年度）における目標値は、家庭系食品ロス量は 500t/年（令和 4 年度比で 16%減）、事業系一般廃棄物食品ロス量は 400t/年（令和 4 年度比で 13%減）と設定する。

項目	単位	平成 12 年度	令和 4 年度	令和 16 年度
		実績値	実績値	目標値
家庭系食品ロス量	t/年	2,329	595	500
事業系一般廃棄物食品ロス量	t/年	1,466	462	400
食品ロス量合計	t/年	3,795	1,057	900

※国の方針に基づき、平成 12 年度に対し令和 12 年度までに、家庭系食品ロス量を半減、事業系一般廃棄物食品ロス量を 60%削減させた場合の各食品ロス量

：家庭系食品ロス量：1,165t/年、事業系一般廃棄物食品ロス量：586t/年

施策の方向性

本市では食品ロス削減のために以下の施策を実施する。

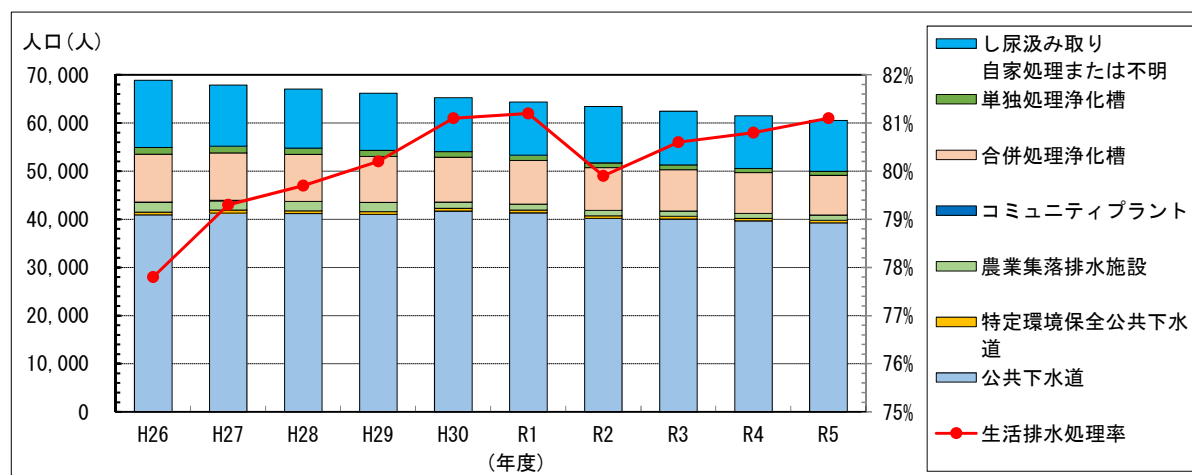
基本方針	取組番号	施策内容
①食品ロスの発生抑制	1	食品ロスの実態把握
	2	食品ロスに関する情報発信と普及啓発
②未利用食品等の有効活用	3	事業者による食品ロス削減の取組の推進
	4	未利用食品などの有効活用の推進

生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

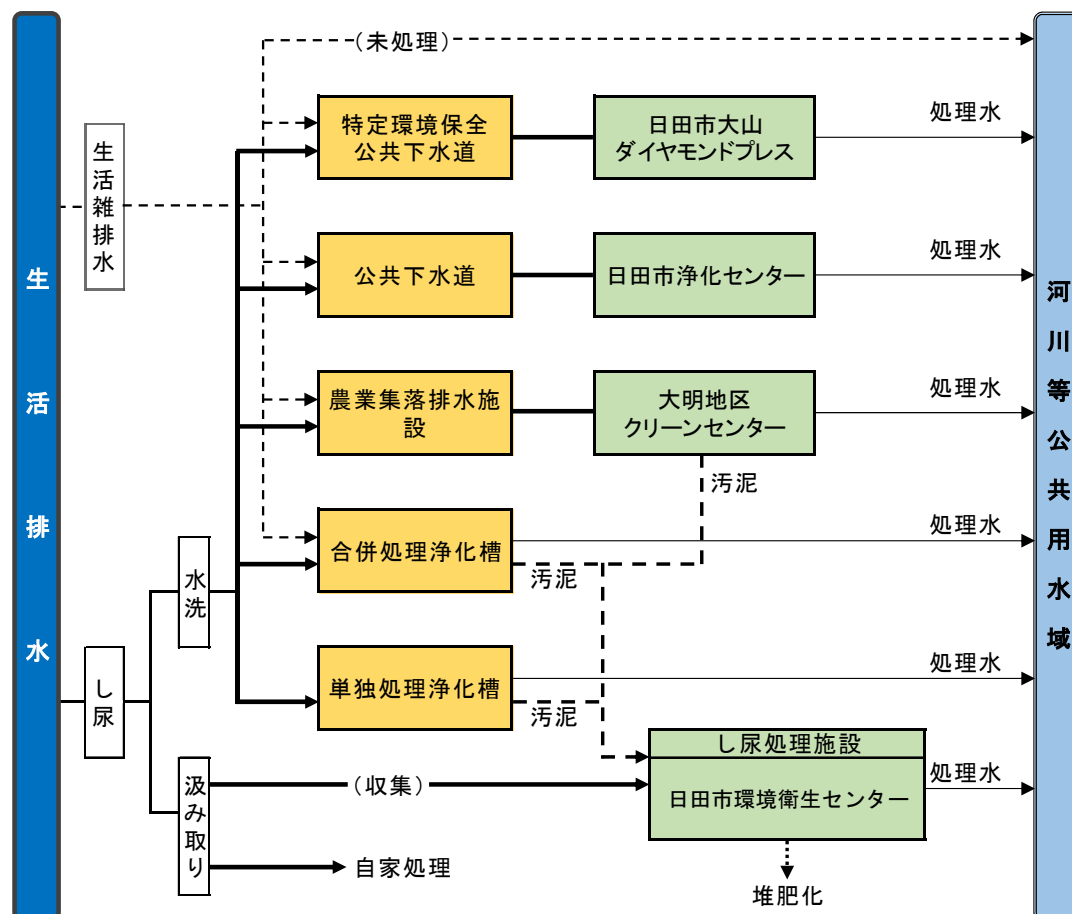
処理形態別人口

生活排水処理率は、令和元年度までは上昇傾向にあったが、令和２年度に公共下水道人口の算定方法の見直しを行ったため一旦減少し、以降は微増傾向で推移している。



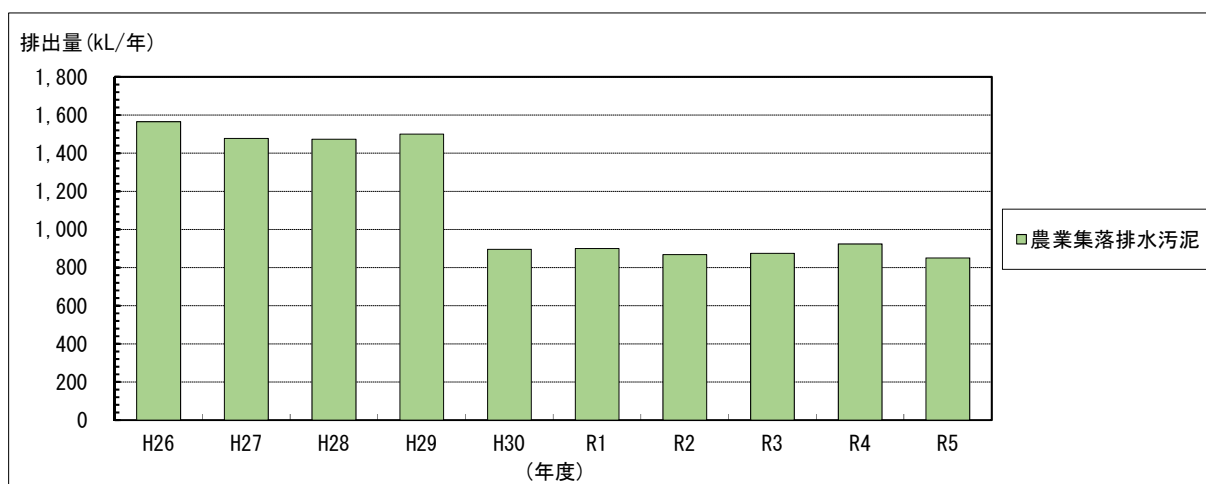
生活排水処理体系

本市の生活排水処理体系は以下のとおりである。



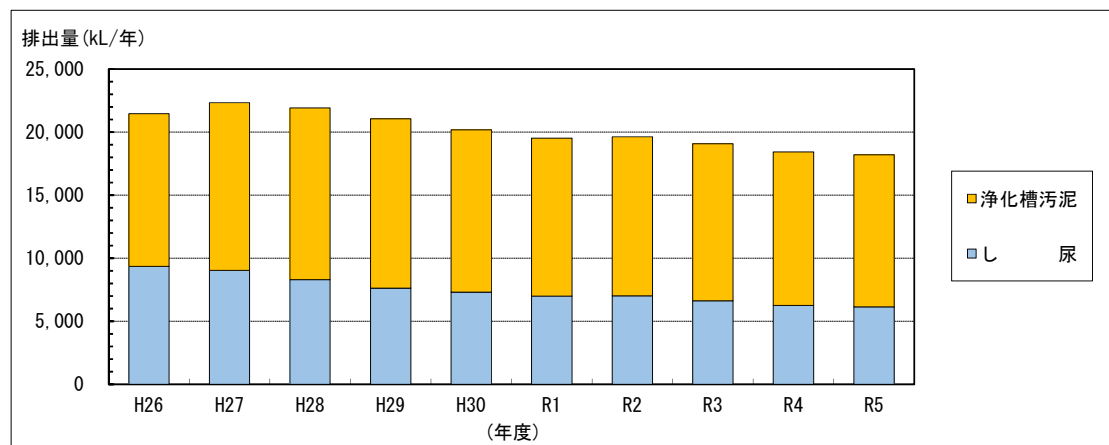
農業集落排水汚泥の排出量

農業集落排水汚泥排出量は、平成 30 年度に三ノ宮地区を公共下水道管へ切り替えたことにより減少し、令和 5 年度には 850kL/年となっている。



し尿及び浄化槽汚泥の排出量

人口減少や公共下水道等への切り替えにより、し尿の排出量は減少傾向、浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を含む）の排出量は平成 28 年度をピークに減少傾向で推移しており、令和 5 年度のし尿排出量は 6,144kL/年、浄化槽汚泥排出量は 12,060kL/年となっている。



生活排水処理の課題

課題 1 生活排水処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥は、公共下水道又はし尿処理施設等で適正に処理している。しかし、生活雑排水は、人口の約 19%にあたる 11,449 人が未処理のまま公共用水域に放流している。

前回計画では、計画目標年度（令和 8 年度）における生活排水処理率を 94%以上とすることを目標としていたが、令和 5 年度の生活排水処理率は 81.1%で、目標達成は困難な見込みである。

したがって、今後、合併浄化槽の普及推進等更なる生活排水処理率の向上に努める必要がある。

課題 2 老朽化対策

公共下水道では老朽化に伴う埼玉県での流域下水道管の損壊による道路陥没並びに人身事故発生により長期間の事故対策が行われた。下水道管等の老朽化対策は喫緊の課題であり、国土交通省も先の事故から調査実施や優先順位等を示し調査対策を推進している。本市の公共下水道は供用開始から 40 年以上経過しており、今後は農業集落排水施設も含めた管渠等施設の老朽化に伴う点検調査の実施と改築更新を計画的に行うことが必要である。

課題 3 合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽の法定検査の受検・適正な維持管理については、県と連携しながら法定検査受検指導と維持管理が不適正と判断される設置者に対する指導体制の強化を進める必要がある。

課題 4 中間処理効率化の推進

生活排水処理事業の経営環境は、人口の減少や、処理に必要となる薬品・燃料費などの価格の高騰、職員の減少に伴う執行体制の脆弱化に加え、合併処理浄化槽等の普及によるし尿処理手数料をはじめとした、総体的な処理量の減少による充当率の低下など、年々厳しさを増している。

そのため、これまでも農業集落排水施設やコミュニティプラントを公共下水道に切り替えるなど、処理の共同化による経費の低減等に取り組んできたところであり、今後においても同様の水処理を行う日田市環境衛生センター（し尿処理施設）及び日田市浄化センター（下水道施設）のより効率的で安定的な中間処理を進めていく必要がある。

生活排水処理の目標数値

目 標 生活排水処理率を 88%以上にする。

今後、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及を中心に生活排水処理を進めるものとし、計画目標年度（令和 16 年度）において生活排水処理率を 88%以上とすることを目標とする。

基本理念

本計画の基本理念は、「第3次日田市環境基本計画（令和6年3月改訂版）」において掲げられている基本理念のひとつである以下のとおりとする。

【本計画の基本理念】

「水」と「緑」の再生による「水郷ひた」の創造

基本方針

生活排水処理に係る課題の解決及び目標達成の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定した。

基本方針 ① 生活排水処理の推進

現在未処理のまま、公共用水域に放流されている一部の生活雑排水を適正に処理するため、集合処理区域については公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促進し水洗化率の向上を目指す。

また、集合処理区域を除く区域については、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るため浄化槽設置補助事業の利用を促し、単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口等を削減することで、生活排水処理率の向上を図る。

基本方針 ② 老朽化対策

公共下水道の管渠等施設については、ストックマネジメント計画に基づき順次点検・調査を行い、施設の劣化状況を把握し、リスク評価を行った上で優先順位をつけて適切な時期に改築更新を実施する。

また、農業集落排水施設についても、今後、適切な時期にストックマネジメント計画を策定し、施設の維持管理に努めていく。

基本方針 ③ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進

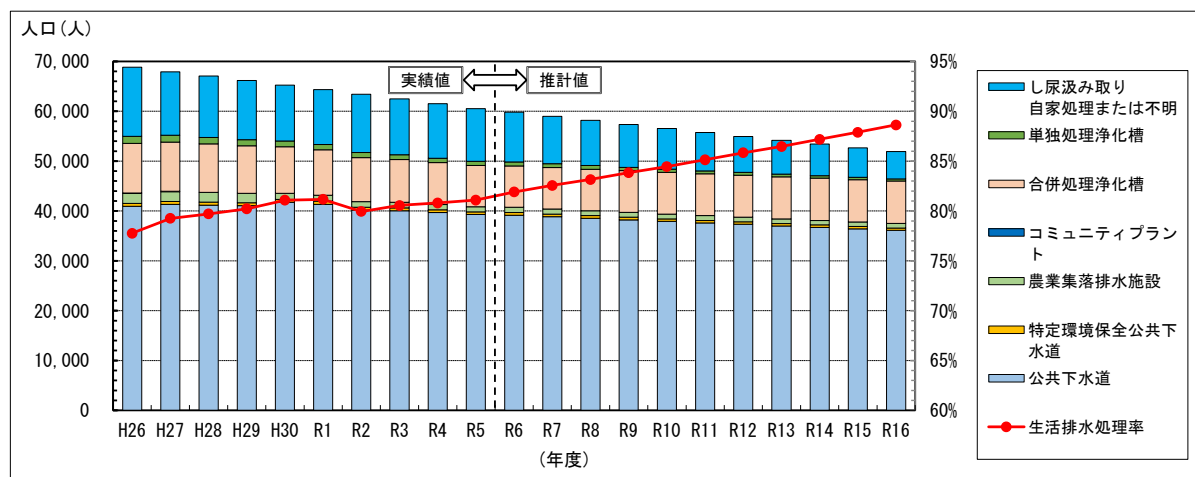
県と連携しながら、合併処理浄化槽の法定検査受検指導と維持管理が不適正と判断される設置者に対する指導体制の強化を進める。

基本方針 ④ 中間処理効率化の推進

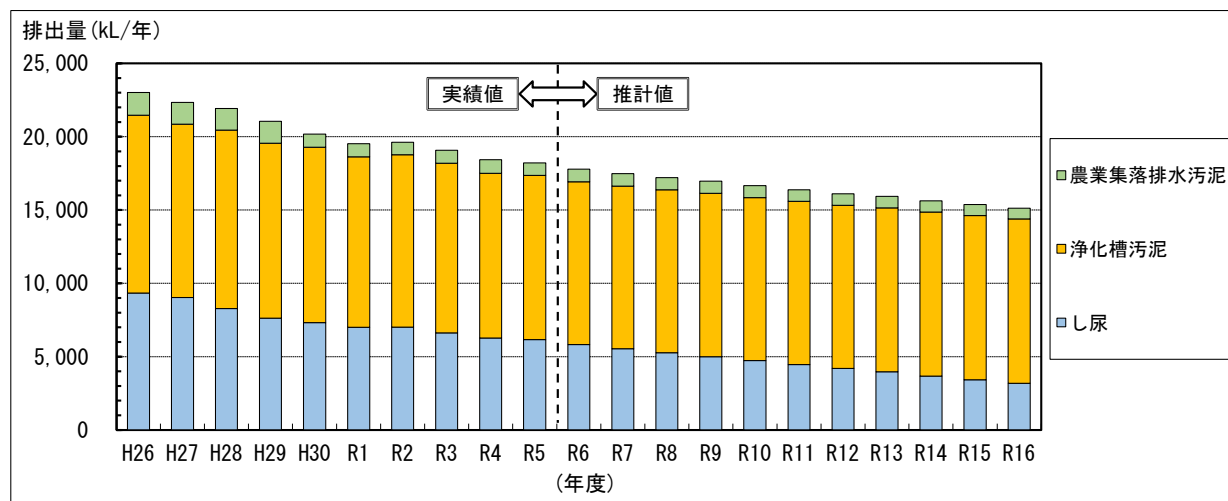
これまでの地域資源リサイクルシステム構築の検討にあたって、日田市環境衛生センターに搬入されるし尿・浄化槽汚泥の一部を日田市浄化センターで処理する実証試験（令和3年10月～）を行った結果、日田市浄化センターの処理において、公共用水域への放流水質等を与える影響は無いことが確認できたことから、両施設の効率的で安定的な中間処理が総合的に推進できるよう、令和9年度を目途に日田市環境衛生センター及び日田市浄化センターの処理機能の共同化を進める。

生活排水の将来予測

公共下水道の普及及び合併処理浄化槽設置の増加により生活排水未処理人口は減少し、令和16年度の計画目標年度には、生活排水処理率が88.6%になると見込まれる。



また、し尿排出量及び農業集落排水汚泥排出量は減少傾向、浄化槽汚泥排出量は横這い傾向で推移すると見込まれ、全体では減少傾向で推移すると見込まれる。



し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

収集・運搬計画

公衆衛生に配慮し、市民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とする。
収集形態は、し尿は委託収集、浄化槽汚泥は許可収集とする。

中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、日田市環境衛生センターにおいて適正処理を行う。今後は、中間処理の効率化を図るため日田市環境衛生センターと日田市浄化センターの水処理の共同化を進める。

また、中間処理後の汚泥は脱水後、一部コンポスト化する。

最終処分計画

し渣は焼却処理し、沈砂は最終処分する。

災害時のし尿処理に係る計画

発災時には、避難所の仮設トイレに排出されるし尿のみならず、通常のし尿の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

本市では、「日田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に避難所の仮設トイレに排出されるし尿の処理事業の実施に加え、通常のし尿処理事業の継続性を確保するものとする。

その他(市民に対する広報・啓発活動)

- 公共下水道施設等への汚濁負荷削減対策のため、廃食油の適正処理などについて、市ホームページや SNS、広報誌等を活用し情報発信を行う。
- 市ホームページや SNS、広報誌等により、合併処理浄化槽の設置、合併処理浄化槽の法定検査の受検・適正な維持管理を呼び掛ける。
- 市民を対象とした合併浄化槽の普及促進説明会を開催する。
- 子ども環境先進地視察の実施等により、環境教育を推進する。
- アンケート等による意識調査を実施する。